

大深度地下使用法の廃止を求める意見書（案）

2020年10月に東京外環道の地下トンネル工事で、東京都調布市の住宅地で陥没事故が起き、今年10月にはリニア中央新幹線の地下トンネル工事が行われている東京都町田市住宅の庭に水と気泡が噴き出すなど、シールド工法による地下トンネル工事が原因と思われる事故等が相次いでいます。

看過できないのは、これらのトンネル工事が「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（大深度地下使用法）に基づいて行われていることです。

2000年に成立（2001年施行）した同法は、地下40メートル以深等の「大深度地下」は通常使用しない空間であり、地上に影響を及ぼす可能性は低いと決めつけ、地権者の同意も補償もなしにトンネル工事などを行えるようにしたものです。

しかし、陥没事故や気泡の発生をはじめ、シールドマシンの故障なども相次いでおり、地上への影響は生じないとの前提は崩れ、大深度地下工事の「安全神話」は崩壊しています。今後、北陸新幹線の延伸計画でも、大深度地下の利用が見込まれていますが、同意や補償もなく地下トンネル工事が進められることになれば、地権者や周辺住民が安全安心に生活する権利が脅かされます。

よって国にたいし、大深度地下使用法は廃止し、大規模地下開発による災害等発生の防止措置を強化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

国土交通大臣 殿